

平成 25 年 6 月 28 日

環境省自然環境局長 伊藤哲夫殿

環境省大臣官房審議官 星野一昭殿

環境省自然環境局自然環境計画課長 亀澤玲治殿

「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」座長 磯崎博司殿

名古屋議定書に係る国内措置に関するバイオ産業の観点からの要望

「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」委員 炭田精造
(一般財団法人バイオインダストリー協会 (JBA) 技術顧問)

標記検討会の委員として、国内措置に関するバイオ産業分野の観点からの要望を申し上げます。

遺伝資源を利用する産業は多岐にわたり、企業は様々な形で遺伝資源にアクセスし、利用し、そこから価値を生み出しています。産業界は遺伝資源から社会的、経済的利益を生み出す上で、欠かせない役割を果たしています。

海外遺伝資源の利用に関し、企業は、これまでも必要な財政的、人的、時間的資源を投入し、経済産業省とバイオインダストリー協会による「遺伝資源へのアクセス手引」に従い、生物多様性条約 (CBD) の原則を誠実に遵守することに努めてきました。

現在、政府におかれましては、環境省の下に「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」を設置し、検討を進められています。私も委員の一人としてその検討会に参加し、バイオ産業の立場から真摯に対応してきました。

しかしながら、検討会が開始されてから 10 ヶ月が経過した現在、これまでの検討会では国内措置に関する本質的な議論を深めることができず、まことに憂慮しています。

このような状況の下、第 8 回検討会において、まだ、検討が不十分であり、当初の予定の通り報告書を取りまとめることは難しい等の発言が、各委員から相次ぎました。私も、これまでの検討では不十分であり、今後はより慎重な検討が必要であること、また、本検討会終了後も、関係者、関係分野を交えた検討を継続する必要があると考えておりました。この状況に対し、星野環境省大臣官房審議官から「次のステップをまた我々は考えないといけない」とのご発言を頂きました。

こうしたことを勘案し、今後の名古屋議定書の国内措置に関するさらなる検討に資するため、バイオ産業分野の観点からの要望を以下に取りまとめました。

透明で、一貫性があり、現実的で、科学的根拠があり、さらに投資を正当化する確実性を与えてくれる国内措置ができるならばバイオ産業界は歓迎するでしょう。

日本企業の CBD を遵守したこれまでの活動を十分に認識いただき、今後検討される国内措置が規制強化やビジネス上の障害とならないようご考慮をお願い申し上げます。

名古屋議定書に係る国内措置に関するバイオ産業の観点からの要望

日本の名古屋議定書に係る国内措置は、以下の目標を満足する措置とするべきである。

1. 全般的な目標

1) 名古屋議定書を批准、実施、遵守するための措置

日本の国内措置は、名古屋議定書を批准、実施、遵守するための措置であるべきである。

そのためには、

- ① 国内遵守措置と補足的行政措置との組合せにより、批准と適正な国内実施を可能にすること。

2. 個別の目標

全般的な目標を満足するためには、以下の個別の目標を満足するべきである。

1) 生物多様性の保全と持続可能な利用および利益配分を支援するための措置

日本の国内措置は、生物多様性の保全と持続可能な利用および利益配分を支援するための措置であるべきである。

そのためには、

- ① 「国内遵守措置」と補足的行政措置としての「海外遺伝資源へのアクセスの円滑化措置」を同時に実施することが、名古屋議定書の本来の目的を達成するために必要である。両者を同時に実施することにより、国内外からの日本への信頼がさらに高まり、議定書の目的の達成に貢献できる。

2) すべての利用者が対応可能な現実的な国内遵守措置

日本の国内遵守措置は、すべての利用者が対応可能な現実的な措置であるべきである。

そのためには、

- ① 組織の規模や業種に関わらず、中・小・零細企業等を含む全ての利用者が、過大な負担をすることなく対応できるようにするために、簡素で、かつ有効に機能する現実的な仕組みでなければならない。
- ② 利用者による能動的実施という原則を踏まえた措置であるべきである。
- ③ 産業セクター毎に遺伝資源の利用状況が異なるため、それぞれの業種の実態を踏まえた措置とするべきである。

3) 遺伝資源への円滑なアクセスを支援する措置

日本の国内措置は、遺伝資源への円滑なアクセスを支援する補足的行政措置を含むべきである。

そのためには、

- ① 日本と提供国との二国間の合意により、両国にとって利点があり、かつ、名古屋議定書本来の目的に資する政策を日本政府として推進するべきである。

4) 他の国際文書等を尊重する措置

日本の国内措置は、他の国際文書等を尊重する措置であるべきである。

そのためには、

- ① 国内措置は、議定書と他の国際協定や国際文書は基本的に両立し優先順位は存在しないという原則（議定書第4条）を踏まえるべきである。

3. 運用上の目標

全般的な目標および個別の目標を満足するためには、以下の運用上の目標を満足するべきである。

1) 実施上の明確性と確実性の確保

日本の国内遵守措置は、実施上の明確性と確実性を確保した措置であるべきである。

そのためには、

- ① 国内遵守措置の対象とする遺伝資源は、提供国および日本の双方において、名古屋議定書が発効した後に取得された遺伝資源に限定する。
- ② 国内遵守措置の適用対象国は、提供国の ABS 国内法と規制制度が名古屋議定書の関連規定（第6条3項）を遵守しており、かつ、それらが ABS クリアリング・ハウス（ABS-CH）に公開されている（第14条）場合に限定する。
- ③ ヒト遺伝資源は、国内遵守措置の対象から除外する。
- ④ 商業的な流通の中で一般的に取引されているコモディティ（一般流通品）は、国内遵守措置の対象から除外する。
- ⑤ 国内遵守措置は国内の知的財産制度や製品の許認可制度に干渉してはならない。
- ⑥ 産業セクター毎に遺伝資源の利用状況が異なるため、それぞれの業態の中で適正に実施し得る現実的な措置とするべきである。

2) 遵守のモニタリング

日本の国内遵守措置において、遵守のモニタリングは以下のようにあるべきである。

- ① チェックポイントの目的は、遺伝資源利用のモニタリングと利用に関する透明性の向上を通じて遵守を支援することであり（第17条1項）、遺伝資源の利用を取り締まることではない。チェックポイントの機能は、確認と注意、指摘であるべきで、極めて少数の悪意ある利用者の制裁を重視するあまり、大多数の合法的な利用者を苦しめる措置であってはならない。
- ② チェックポイントは、ビジネス上の秘密情報の開示を強要してはならない。ABS-CHに公開されている情報以上の情報開示を求めるべきではない。
- ③ チェックポイントは、ABS-CHに公開された提供国の法令等を常に把握することにより、提供国政府から一方的なクレームがあった場合には、日本国民の利益を守るための正当で適切な処置をとるべきである。

3) 遵守と利用促進の同時実施

日本の国内措置においては、遵守と利用促進を同時に実施するべきである。

- ① 研究開発や産業の健全な発展を阻害せず、遺伝資源利用者に過大な費用や煩雑な負担を課さない仕組みでなければならない。
- ② 学術機関の研究室や中・小・零細企業等が実務的に過大な負担を伴わずに対応することができ、かつ有効に機能する仕組みでなければならない。
- ③ 日本政府として、これまでの経験を踏まえ、日本と提供国との二国間の（機関ベースの）協定により海外遺伝資源への適正で円滑なアクセスを促進し、双方に Win-Win の結果をもたらす諸方策をさらに発展させるべきである。
（参考例：(独)製品評価技術基盤機構・バイオテクノロジーセンター(NITE-BRC)の二国間の機関ベース協定)
- ④ 経済産業省は、これまで CBD を遵守した海外遺伝資源へのアクセスの円滑化を推進してきた。
（「遺伝資源へのアクセス手引」の発行、「ABS 説明会」の開催、「ABS に関する専用ウェブサイト」の開設、「相談窓口」の開設により、遺伝資源利用者への CBD-ABS 啓発活動と支援を実施してきた。）
これらの経験を踏まえて、名古屋議定書を遵守した海外遺伝資源への円滑なアクセスを支援する新たな措置を推進するべきである。

4) 国際情勢に柔軟に対応できること

日本の国内措置は、国際情勢に柔軟に対応できる措置であるべきである。

そのためには、

- ① 貿易等の国際取引や国際共同研究等において主要先進国等の制度と調和し得る措置とするべきである。
- ② 国際競争上、日本の産業界が他国よりも不利とならないように、必要な措置をとるべきである。

4. 終わりに

今後、政府が名古屋議定書の国内措置策定のための準備作業を行う際には、産業界との対話の機会を設け、産業界の経験を共有することが実効性と費用対効果の高い措置を検討する上で有益であると信じます。

バイオ産業界もそのような協力の機会を切望している、という状況をお伝えしておきます。

以上